

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 期末手当の改定

(1) 令和3年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（管理職職員等にあつては、0.925月分）とすること。

イ 再任用職員

期末手当の支給割合を0.625月分（管理職職員等にあつては、0.525月分）とすること。

ウ 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.20月分（管理職職員等にあつては、1.00月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月

分（管理職職員等にあつては、0.575月分）とすること。

ウ 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)の改定については令和3年12月1日から、1の(2)の改定については令和4年4月1日からそれぞれ実施すること。